

在宅医療提供体制整備事業 事業協力者との事業推進に係る協定書

公益社団法人徳島県看護協会徳島県訪問看護支援センター（以下、「甲」という。）と事業協力者（地方独立行政法人徳島県鳴門病院、及び徳島県立三好病院、並びに JA 徳島厚生連阿南医療センターをいう。（以下、「乙」という。）は、甲が取組む在宅医療提供体制整備事業（以下、「本事業」という。）の実施に関し、次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本事業として徳島県内の訪問看護ステーションに所属する新卒・新任訪問看護師の質向上を図るための教育研修が円滑に実施されることを支援するため乙が行う専門的な知見・技術を習得する新人看護師技術研修（以下、「技術研修」という。）への参加を認め、各訪問看護ステーション単独では実施が困難な教育研修が効果的・効率的に推進できるようにすることを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙は、本協定並びに乙において定める新人看護師技術研修計画等を踏まえ、甲の要請に基づき、次に掲げる事項について協力するものとする。

- （1）乙の新人看護師技術研修に徳島県内の訪問看護ステーションに所属する新卒訪問看護師、新任訪問看護師等の参加を受け入れること
- （2）毎年、乙は、甲に対して新人看護師技術研修計画等及び申込書を提供すること
- （3）研修終了後、乙は、甲のアンケート調査に協力すること

（実施方法）

第3条 前条の実施については、別紙の実施要領に基づき行うものとする。

（対象事業者）

第4条 本協定の対象となる事業者は、徳島県内の訪問看護ステーションとする。

（本事業の推進体制等）

第5条 甲乙は、本事業の推進のため担当窓口を定め、本事業が円滑に進めることができるよう努めるものとする。

（本協定の有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解約の申し出がない場合は更に1年延長するものとし、それ以後も同様とする。

- 2 本事業の進捗状況が変化した場合、甲乙の協議により、有効期間を見直すことができるものとする。

（解除）

第7条 甲乙の責めに帰さない社会経済情勢の変化や天災地変、その他やむを得ない事情により、甲及び乙が本事業の遂行が困難であると判断した場合は、甲乙が協議し、かつ、合意した上で、本協定を解除することができる。

2 甲又は乙は、相手方が本協定に違反した場合、その相手方に対して、期限を定めて是正するように、催告できる。これに対し、期間内に是正がなされないときは、本協定を解除することができる。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定について疑義が生じた場合、甲及び乙は誠意をもって協議し解決するものとする。

以上、本協定締結の証として書4通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年4月1日

別紙

実施要領

1 担当窓口

- 1) 医療機関：教育担当等
- 2) 看護協会：訪問看護支援センター担当

2 周知案内

- 1) 医療機関は「研修参加の手引き」「誓約書」「研修計画プログラム」「研修参加申込書」を訪問看護支援センターにメールで送付する
- 2) 訪問看護支援センターは医療機関から送付された上記資料を県内の訪問看護ステーションに、以下の方法で広報する
 - ① 訪問看護支援センターホームページに各医療機関ごとに資料を掲載する
 - ② 県内の訪問看護ステーションに①について、QRコードを添付しFAX等で広報する

3 申込方法

受講者は訪問看護支援センターホームページから各医療機関の申込書等をダウンロード、記載し、各医療機関に直接申し込む。申込方法については各医療機関の指定の方法に従う

4 費用負担

各医療機関で別途定めた受講料の支払いについては、各医療機関が指定した方法で、医療機関と受講者間で行う

5 アンケート調査

- 1) 受講者は、各研修1回ごとに、受講後、訪問看護支援センター作成の受講者アンケートに回答する
受講者アンケートは各医療機関の「研修参加の手引き」にQRコードを添付する
- 2) 訪問看護支援センターは年1回、受講者アンケート集計結果を各医療機関に送付する
- 3) 各医療機関は年1回、訪問看護支援センターの様式に基づき実績報告を行う